

「知財創造教育推進コンソーシアム」検討委員会
普及実践ワーキンググループ（第2回）
議事次第

日時：2020年9月7日（月）16:30～18:00

場所：WEB開催

出席者：

【委員】 木村委員、糸乗委員、世良委員、原委員、針谷委員

【事務局】 田中局長、小林参事官

1. 開会
2. 著作権の理解・意識向上に向けた知財創造教育の役割
3. 普及実践の戦略構築に向けて
4. 閉会

○小林参事官 それでは、ただいまから、普及実践ワーキンググループ第2回の会合を開催いたします。

本日も御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

前回から引き続きまして、小林から、まず、冒頭進行をさせていただきます。

少し振り返りになりますが、7月2日、キックオフとして第1回の普及実践ワーキンググループを開催いたしました。そのときは、著作権を中心に活発な御意見をいただきました。改めてお礼申し上げます。

今回の第2回の会合におきましても、皆様からの多様な御意見を頂戴できますと、幸いです。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、事務局から資料の確認をさせていただきます。

直前の送付となって大変恐縮ですが、資料としては3点ございます。

今、画面共有をいたします。議事次第が出ておりますが、資料1としまして議事次第がございます。本日、1から4までの議題と、配付資料、資料1から資料3と書いてあるところがございます。

資料1は、この議事次第そのものになりまして、資料2は、委員名簿をお送りしております。もう一つ資料3としまして、事務局説明資料、横長の紙になります。以上を御用意しているところでございます。

一応、画面共有もしながら進めてまいります。もし、お手元にございましたら、御用意のほう、よろしくお願いいたします。

それでは、早速、始めさせていただきます。

これからの議事進行につきましては、木村座長にお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○木村委員長 それでは、よろしくお願い致します。

今回、2回目のワーキンググループということで、主なテーマとしては、著作権の理解と意識向上に向けた知財創造教育の役割という、前回の延長線上です。それを踏まえた議論が1つ。

後半部分で、普及、実践の戦略構築に向けてです。それについて、御議論をしていただきたいと思えます。

いずれにしても、例えば、前半部分のところですけども、前回も個別の指導ということを増やしたほうがいいのか、いろいろな意見も出ていますし、何よりも、身の回りにある素材を使って教員がさらっと著作権教育を含めた知財創造教育ができるか、そこが必要になってくるので、教員自身の著作権の意識または知識、そこら辺がどのくらいあるかということもかなり重要になってくるのではないかと思います。

ちょっと最初の挨拶が長くなるかもしれないのですけれども、例えば、今日1つの事例があったのですけれども、今日午前中にソースネクストという会社から、素材集をどうですかということで、eメールで営業のメールが飛んできたのです。それで、実は、9割引

きだと、画像の素材集ですね、これはおいしいなと思って見ると、中身の使用許諾状況を見ると、実は非常に不思議な書き方があって、個人使用はオーケーですということと、間接営利目的という分類というのを、ソースネクスト側がつくって、そこまでオーケーだと、でも、よくよく読んでいくと、例えば、デジタルコンテンツの中に組み込んだらいけないとか、いろいろなことを書いているわけです。

ですので、結局、こういうのがどんどん今飛んできて、しかも、それを上手に使いながらいろいろなコンテンツをつくっていかないといけないのですけれども、そのときに、こういう契約許諾条項までさらっと読めていけるかという問題ですね。やはり、そのぐらいの力がないといけない部分があるのかもしれない。

もう一つが、実は、ここで紹介した許諾条件を使って、来週から帝京大学で授業が始まりますけれども、そこの中で、学生さんに、これをどう解釈するかということを経験させるといって教材にしてしまおうと、私自身は思うわけです。

だから、例えば、高校とか大学であれば、そういうような使い方もできるので、要は、ぱっと目の前にある素材をどうやって教員が加工して行って、授業に入れるか、そこら辺のノリも必要になってくるのかもしれないです。

ということで、少し長い話をしてしまっていて申し訳なかったのですがけれども、まず、前半部分の議題で、著作権の理解・意識向上に向けた知財創造教育の役割について、事務局のほうから説明をお願いします。

○小林参事官 事務局説明資料、右肩資料3を御用意いただければと思います。アジェンダの1つ目、著作権関係について御説明してまいります。

○木村委員長 すみません、ちょっと確認ですけれども、今、共有画面が木村のほうは全然見えてなくて、グレーが見えているのですけれども、ほかの方は見えていますか。

グレーですね。要は、共有画面が皆さんのほうに伝わっていないです。印刷しているから支障はないかもしれないけれども。

○小林参事官 もう一度トライしてみます。少々お待ちいただけますでしょうか。

○木村委員長 今、来ました。

○小林参事官 大変失礼しました。今、出ているかと思えます。資料3の1ページになります。

資料を送りながら御説明してまいります。

2ページは、前回の復習、振り返りという部分になります。前回御議論いただいた内容を1枚にまとめたところです。

一番上の緑の枠にございますが、著作権を意識すべき機会というものは、急激に増えている。

「しかし」というところですが、なかなか著作権に対する知識・意識が不十分でいらっしゃる先生方もおられるというところで、そうなってくると、なかなか生徒に重要性を教えられていないのではないかという部分であるとか、また、オンライン授業のマニュアル

を幾つか学校から収集したところ、著作権に触れている学校はなかったというようなお話がございました。

緑の矢印の下のほうに「『知財創造教育』へのニーズ」という部分がございますが、では、知財創造教育は、そんな中でどういうことが求められているかというのを2つ書いてございます。

1つ目は、先生方が著作権を学ぶための環境を整備し、知財に対する意識向上を図る必要があるのではないかという部分。

もう一つは、今は先生ですけれども、今度は生徒さんのほうになります。デジタル技術の接点が増えた生徒さんに対しては、創造と尊重を柱とした知財創造教育というものをより一層進めるべきではないかというところが、知財創造教育のニーズとしてあるのではないかとまとめたものになります。

次のページは、推進委員会を開催いたしましたご報告です。

推進委員会の中でも、同じく著作権に関して、様々な御意見をいただいたところの御紹介が、この3ページになります。

上半分が著作権を学ぶことの重要性ということで、例えば一番上は、改正著作権法の教育現場への周知徹底という部分。

2つ目は、同じくオンラインでやっていく以上、著作権というのは非常に重要な問題であるかと思えます。

その下は、意識化というものが教育現場においても大事とか、最後も同様です。先生方というものが、著作権を意識できるような取組が必要ということに強く同意する、このような御意見があったという部分になります。

一方、教材コンテンツにつきまして、下半分になりますが、新しい教科書には、著作権に関する教材が多く取り上げられていると聞いているということで、実際、取り上げられることも多くなってきているという部分。

先ほど、木村先生からもありましたが、身近な事例を分かりやすく出していくということです。

最後は、デジタルコンテンツの関係になりますが、新たにつくるということが必要になってくるのではないかと考えている、このような御意見があったというものです。リアルなもの、そのままではなくて、新たにデジタルコンテンツに関係してくるということが、最後の部分になります。

そういった中で、では、知財創造教育をしっかりと担っていくべきではないかという我々の思いがあるのが、このページのメッセージになります。

そこで、実際に、どのようなところで知財創造教育が関わってくるかというものを調べてみましたというのが、5ページになります。

一番近くにあるのが、未来をつくる事業ガイドということで、実際に先生方が実践されているもので、では、著作権関係は何があるかなというところで調べたものが、この1か

ら5の事例になります。

具体的に、著作権は、この5つの事例があったという部分になります。

個別には、今日御参加いただいている先生方は、内容については御存じかもしれませんが、御説明していきますと、一番上、1つ目ですが「虹色ライナー」です。道德の授業というところで、著作権侵害に関する話が出てくるというもの。

2番目は、技術・家庭科、知的財産の基礎知識を学びつつ、実際にパッケージをつくらうというところで、少し意匠にも関係してくる例になります。

3つ目が音楽関係ということで、音楽科、そのままです。音楽の知的財産権ということで、そこで著作権に触れ合っていくというものになります。

4つ目は、SDGsに関するもの、高校ということでレベルが少しアップしているものになりますが、レポート作成の際に、著作権の考え方をしっかり学んでいくというものになります。

最後5番目は、これも高校生第1学年になります。情報の科学という部分ですが、著作権と産業財産権、その両面から触れているという部分になります。

この中で5つの事例はあったのですが、今回、御議論いただきたい論点（案）としまして、今、ここに提示しています。もう少し幅広く御意見をいただければと思うのですが、まず、1つ目です。冒頭に木村先生からも教材のお話でしたが、著作権を実施しようとする先生方に対して、どのような教育プログラムがいいかという部分になります。現状、先ほど御案内したとおり、ガイドには5つの事例がありました。ほかにも教育プログラム、後ほどの次のアジェンダでも御紹介していきたいと思いますが、教育プログラムを収集した中で、網羅性というのは、どういうところなのか、十分なのか、不十分なのか。もし、不十分だとしたら、どういうところをどうアプローチしていけばいいかというのは網羅性になります。

また、指導案以外の先生方からのニーズ、先ほど、リアルの部分の教材などをちょっとお話ししましたが、現状、指導案という形で、ガイドであるとか、その他教育プログラムを収集したものの中から幾つか御提供している部分があります。それ以外に、こんなものがあつたほうがいいのかというものは、きっとニーズとしてあるだろうと、そういったものを取りまとめつつ、例えば、そういうものを収集して、それを提供する、そういうやり方もあるのではないかということで、網羅性と指導案以外という形で、1つ目、教育プログラムに関して論点をお示ししているというものになります。

2つ目は、そういった指導案とか教育プログラムをどのような形で先生方にお届けするかという部分になります。

そもそも、我々は、知財事務局として普及戦略、どういうことを組んでいけばいいかというところに関係してくるのかなということで、論点として提示しています。

さらに、普及戦略の1つとして、著作権に関心のある先生方とか、学校などにする集中的な普及と、広くではなくて、ピンポイントでどんどん普及していくというやり方がある

のではないかという論点を提示しているものになります。

最後に、知財創造教育に対するサポートニーズということで、教育プログラムをお渡しするというのもあるのですが、それ以外にもいろいろあるのではないかとこのところで、2つ、ここで挙げています。

1つは、これから地域コンソーシアム、本格的に今年度の下期の活動に入りますが、そういった地域コンソーシアムに求められる役割というのをしっかり考えていく必要があるのではないかとこのところ。

あと、例えば、ワークショップとか、先生方が開催されている研究会とか、そういうところがあるので、そういった知財教育ないしは知財創造教育を先生方が学ぶ場の充実化というのもあるのではないかと。その中で、もし、我々がお手伝いできることがあれば、やっていきたいという思いがあって、最後に入っている論点になります。

漠然とした論点で大変恐縮ですけれども、普及戦略といいますか、まさに普及実践ワーキンググループ、その名前の部分で御議論をいただければと思います。

資料は、以降7ページから、7、8、9、10とございますが、先ほど5つお示したガイドの中からの事例をもう少し詳しく紹介しているページになります。ここは、参考資料としておつけしているところですので、適宜御確認をいただきながら、御議論をいただければと存じます。

事務局からの説明は、以上となります。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、著作権とその周辺部分ということになりますけれども、これから、意見交換に入りたいと思います。

意見交換の時間は、30分少々取ってございます。御発見のある方は、マイクでのお声かけ、画面のジェスチャーとか、あるいは挙手ボタンでアピールをいただければと思います。いかがでしょうか。

では、もう指名してしまいますけれども、まず、トップバッターで糸乗先生、いかがでしょうか。

○糸乗委員 ありがとうございます。

この資料を見させていただいて、一番感じたのが、後にも議論になると思うのですが、対象の学年というのが結構重要だなという感じがしました。

小学校で取り上げられているのが、小学校6年生に対しての知財教育の、多分、スタートぐらいになるのかなというイメージがありましたので、それ以降、中学性、高校生と段階的に、しっかりとした教育がされて、こういう形のものを取り上げていくことによって、できるのだろうなという印象を受けました。

逆に言うと、小学校の低学年では、お話のあった形で行くか、知財創造教育を楽しんで創造するという部分にするのか、その辺りが、ちょっと気になった部分で、それ以降の話として話していくのか、低学年のことも考えていっていただきたいなと感じました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

恐らく、今、御指摘された内容というのは、結構今までも議論されてはいるのですけれども、ただ、例えば、法律的な要素を6年生からなのか、5年生からなのか、ここら辺も、今まで幾つかの実践事例はあったみたいで、ですから、例えば、前のどこかの補助事業でつくったものに関しては、5年生ぐらいからは、法律的な要素を入れても何とかなるだろうという話がありました。

では、そうすると、例えば、小学校1年生、2年生で法律を教えると、これは多分無謀なのだと思うのですけれども、技術科の先生とお話ししていると、小学校3年生ぐらいから規範意識自体は出てくると、そこら辺の議論はできるのだから、道徳と合わせた形で、少し法的な要素も3年生ぐらいから入れられるかもしれないという話は聞いているのです。

ですので、ここら辺は、私自身も、高校と高専と大学の教員としてのみで実際に教えた経験がないので、実際、例えば、どのくらいから規範意識が出て、どうだということ、これは、針谷先生が小学校の先生ということで、何か情報があれば、教えていただきたいのですけれども。

○針谷委員 今、お話をいただいて、一体何歳ぐらいからということなのですが、まず、5年生、6年生の段階と、小さい4年生以下の段階というのは、少し大きく分けたほうがいいと思います。

法についての理解だとか、知識に中心的になっていくのは、やはり高学年からで十分で、その前に、余り法律的なことを教えてしまうと、子供たちが萎縮してしまって、知財創造のほう、どうしても活発になっていかない。

ただ、お友達の作品を真似してはいけないのだよとか、教えてもらったら、そのことを、ちょっとこれを取り入れてもいいというような、そういった他人に対する思いやりですとか、一人一人の作品を尊重する心といったようなことは、これは、小さいときから教えていかなければいけないことなので、その辺りのすみ分けは必要に思います。

そういったことをベースに、1年生から4年生ぐらいまで、思いやりですとか、友情的なところも加えつつ、規範意識を育てるような教育を道徳の授業でやっていく。

それで、先ほど、国語の教科書をちょっと見たのですけれども、なかなか何かの文章を引用するとか、つくっていくということは、余り4年生以下には入っていないのですね。ただ、5年生ぐらいになってくると、情報を集めるときに、どうやって集めたらいいとか、その情報の整理の仕方をどのようにしたらいいか、引用方法はどうしたらいいかということ、かなり今回国語の教科書にも出てきていますので、その辺り、少し系統的に学ぶという点で、小さいうちから入り口を少し広げておきながら、核心的なところは、5年生ぐらいから少しずつ押さえていき、中学、高校になって本格的に勉強していくわけですから、そのような押さえで十分ではないかなと思います。

以上です。

○木村委員長 なるほど、ありがとうございました。

そうすると、順番に教えてほしいのですけれども、今のお話の中で、今度は中学校の事例ですね。どのぐらい法律的な要素を入れるべきなのかということを含めて、原先生、教えていただければと思います。

○原委員 原です。

中学校に関しましては、いただいた資料の13ページに載っておりますとおり、技術・家庭の技術分野が中心となって行っております。

あとは、道徳の授業で、少し触れるところもありますし、あと、総合の授業の中でも、これは先生方の力量によると思うのですけれども、そういったところで取り上げるということ。

あと、中3になって、公民のところ、かなり技術とも関わりはありますけれども、取り上げられることが増えてくると思っております。

すみません、私も自分の教科のことは分かるのですが、さすがに、他教科の、例えば、国語等で、具体的にどの内容で教えているということは分からないので、すみません、このような形での返答になりますが、以上です。

○木村委員長 ありがとうございました。

では、高校でということで、世良先生、いかがでしょうか。

○世良委員 高校でということで、話を大きくしてしまってすみませんが、1つ目に関して言えるのですが、ちょっと大きく話をします。創造、それから尊重というのがキーワードで、最後に出ているのですけれども、活用というのが今の段階ではないのですね。

いろいろとずっと考えていたのですが、高校こそ活用の部分を入れると。例えば、実際にやらせているのですけれども、新聞記事の切り抜きをすると。NIEの事務局長さんにも来ていただいて、話をしたことも、中部のコンソで話したこともあるのですが、例えば、新聞社によって違うのですけれども、例えば、名古屋で出されている中日新聞ですと、学校関係は、きちんと手続をすると、無料で複写していいよとか、そういう規定がきちんと公開されています。

中日だけではなくて、朝日も毎日読売も全部調べましたけれども、それぞれ若干ずつ規定は違うものの、規定はあるし、無料のところと有料のところはもちろんありますけれども、それは活用だと思のです。尊重の部分少し超えていて、新聞記事をスクラップするには、やはり当然尊重した上でですけれども、活用をします。活用するには、どうしたらいいかというところは、高校でこそできるのではないかと。

そう考えると、もっともつとつぱいあって、例えば、国土交通省国土地理院の地図の複製の仕方なども、きちんと明記されていますし、同様に国立国会図書館、ちょうど1年ぐらい前に、私、調べたいものがあって、1週間ぐらいこもったときがあるのですが、国立国会図書館の本の複写規定もきちんとできていますので、そういう規定を尊重だけではなくて、そこから広げて活用、こういう手続をしたら使えますよとか、何が言いたいかと

いうと、グレーで、これがいいか悪いか分からないけれども、やっつけてしまおうとか、危ないからやめようとか、そういう話をよく聞くのですが、いいならいいし、悪いなら悪いわけですから、こういう手続をすると、活用できるよというところを高校では教えるのかなと思いました。

とりあえず、説明に関しては、以上です。

○木村委員長 そうですね、大学の事例になると、今のグレーのところ、リスクをどのくらい算定した上で進むのか、進まないのかというところまで教え込むのが最終的には必要になってくる部分があると思うのです。

だから、やはり、それぞれの段階で違うし、ここら辺が、今、お話を聞くと、発達段階において、それぞれかなり明確に違う部分があるので、ここら辺は、例えば、教育学部の中では、知財を教えるときに、発達段階との、いわゆる整合性とか、そこら辺の議論というのは、結構考えられた上でされているのでしょうか。

これは、糸乗先生、お願いします。

○糸乗委員 教育全体のことという形になりますね。だから、そういうところまでは、知識として、僕も分からないですし、知財教育というのが、どこまで義務化されてやられているかという部分も含めてという知識もちょっとないので、しっかりとカリキュラムの中に入っているかと言われると、どうでしょうかねという印象でしかありません。

○木村委員長 ありがとうございます。

では、残りの時間のこともありますので、あと、別の観点から議論があったほうがいいと思いますので、どなたかないでしょうか。

では、世良先生、お願いします。

○世良委員 論点の2つ目、3つ目に関して、端的に思っていることを言います。

まず、3つ目で、今日の木村先生のお話からふと気づいたことがありまして、著作権に関する規定というのは、実は新聞もそうだけれども、様々で、きちんと読まないで理解できないというか、悪くすれば、落とし穴もつくれてしまうし、そこまで行かなくても、表現上理解できない部分もあると思うのです。

共通フレームのようなもの、学校向けの著作権に関する、このことは必ず書いてねと、もう項目を決めておいて、フォーマットの中に書き込んだら、並べても簡単に見比べできるような共通フレームがあってもいいかなと思いました。これが3つ目に関することです。

2つ目に戻って、ついでにしゃべってしまいます、すみません。

どのように届けるか、まさしく教員のネットワークを整備すべきと、今日始める前も、ちょっと出たのですが、属人的であるかという議論がよくあるのですけれども、逆に、そのメリットも生かすべきかなと、全国にどういう先生がいて、どういうことをやっているというリストがあると、そのことについては、その先生に意見を聞けるとかできると思うので、今後、学校のリストではなくて、それはそれでいいのですけれども、先生のリストをつくるのもありかなと、今、思いました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

恐らく、学校教育と著作権に関する質問であれば、山口大学の知財センターが無料で相談に応じているので、しょっちゅういろんなところから質問があって、実践的な回答をやっているのです。

ですので、そこにいわゆる無料相談プログラムがありますので、そこに問い合わせしてもらえると、かなり単に法律論だけではなくて、教育現場でこうやったらいいというような具体的な回答は出てくると思います。

これは、今、センター長の小川先生という方が担当していますので、前は、私がやっていたのですけれども、この小川先生という方は、権利者団体の代表理事だった方なので、権利者のことも分かるし、教育現場のことも分かるということで、なかなかバランスのよい回答が出てきます。

そういう形での問い合わせ拠点も必要だし、今、世良先生がおっしゃったような、どう実践をされているかと、要するに、先生方に、これを教える場合に、どうしたらいいかというのを聞くようなシステムですね。その情報はあったほうがいいのかなどは思います。

あと、私自身もぜひ質問したかったですけれども、例えば、糸乗先生の場合は、理科教育専攻ですね。理科教育の場合、やはり新しい真理とか、新しい原理を探究することなので、そこから知財創造教育のほうに持っていけるようなネタというのは、幾らでもあると思うのです。

だから、それをどうやってもっていくかという話と、では、理科教育の本来の目的があるので、その中に知財創造教育的な要素をどのようにして、指導要領に反しない形で、どのようにして入れていくのかというのが、私自身も見えないところがあるのですけれども、こちら辺は、何回も質問をして申し訳ないのですけれども、私自身知りたかったので、先生のほうで、どのようなお考えをお持ちですか。

○糸乗委員 特に、今、知財創造教育のことで先生方とお話ししているのは、理科の先生を中心にお話ししているのです、まずは理科からできますよというお話が中心にさせていただいています。

それから、本当に先ほどおっしゃったように、そもそも知財創造教育につながることのネタは満載なので、ちょっとした考え方というか、ゴールを少し遠目においていただくというのか、社会で役立つと、このパンフレットにも書いてあると思うのですけれども、そこにゴールを置くと、さらに、これを使ってどういう工夫ができるかなというような形であれば、どの単元でも使えますねというお話をしています。

もっと具体的に、3年生であれば、磁石のところで、何かおもちゃをつくるかという具体的な例もお話ししながら、このときに、こういう視点で考えていただくと、それが創造教育になりますねという形で御説明はしています。

だから、今、単元を少なくとも1学年に、理科でいえば、幾つかずつ、これは、こういった形のコメントが入れば、こういう形で教えれば、知財創造教育にそのまま生きますねと、指導要領にものっっているしというようなお話、特に、またちょっと話が広がってしまいますが、特にプログラミングなどは、すごくリンクしやすいので、その部分になってくると、また、見方も広がっていくかなと思っています。

○木村委員長 プログラミング教育の場合には、どうしても著作権との絡みとか、発達段階においては、ある程度話をしないといけないというところがあるかもしれないですね。

あと、ほかの先生方、いかがでしょうか。また、別の視点でもいいと思いますけれども。

それぞれの学校、種別の先生がいらっしゃいますので、この機会に、それぞれ質問していただければいいのではないかと思います。

では、私自身、すごく迷っているところがあって、例えば、著作権に関して、教育現場からいろいろな質問が来ます。

例えば、絵本の読み聞かせをどう考えるかということで、実は教科書で買わせていない絵本なのだけれども、それを授業内で使うと、絵本というのは、1ページ当たりの文字数がとても少ないですね。結局、ほとんどの文字を読み上げていくような使い方をしたときに、いわゆる著作権法35条のただし書きに引っかかるのではないかというような心配をされている方もいらっしゃるのです。

そういうのがあったときに、実は、絵本はそうだし、それ以外のところに関しても、個別の教材に応じたような答えが出てくるわけで、単に機械的な法律解釈だけですばっと右、左に行くわけではないですね。教育現場で、恐らく、どの先生もこういう心配をしながら、かつやはり教育効果を上げたいと、子供たちのことを思って、他人の著作物を使ったりしているわけなので、そこら辺を本当に実践的に教えるような仕組みというのが、どうなのか。

先ほどの山口大学の個別の質問と回答もありますけれども、あれは、全国から一日100件来たら対応できるかといったらそれはできないですね。1週間に1回ぐらいの頻度なので、仕事をしながら、片手間でやれる部分があるのですね。

だから、そこら辺の微妙なところを、どう現場で対応していくのかというのが、いつも頭の痛いところなのですけれども、ここら辺は、皆さん、どうなのでしょう。

世良先生、どうぞ。

○世良委員 むしろ、私が答えるというよりも、勝手に原先生に振ってしまうのですが、毎年夏に文部科学省が主催して、教育著作権の講習会というのがあって、全員が出られるわけではなくて、今までだったら東京まで行かなければいけなかったのが、予算がついた数名が行っています。今年はオンラインで行われたということですが、率直に、どんなイメージを受けられたのかなというのを知りたいなと思ったので、勝手に振ってしまうのですけれども、どうでしょう、すみません。

○原委員 原です。

この夏の著作権の文化庁の研修会ですが、御報告をせねばと思っておりました。世良先生、ありがとうございます。

今年オンライン開催になりまして、生配信といたらいいのでしょうか、それでうんと見させていただいたのですが、東京での定員は、一応、1,500名となっていましたけれども、画面上で見ている方は860とか900とか、それぐらいだったと思われま

す。こういうところがというところを文化庁の方と、あとは大学の先生もお話をされておりましたが、全体的にいうと、少し難しなというのが印象でした。もちろん、法律とか、こういったことがありますというところのお話が多かったので、なかなかハードルが高く、興味を持っている教員はいいのでしょうかけれども、特に、オンラインの授業のこともありますので、もう少し分かりやすく何かなってくれたらいいのかなということ。

あとは、気軽に教員も見られるように、そういう解説のものが、短時間のものに、30分のもの等が何本かあってもいいのかなと思いました。

例えば、本校ですと、スタディーサプリとか、そういった業者さんがつくられているものですが、それに生徒も登録をしておりますし、今、教員も入っていますので、そういったものにコンテンツとして挙がっていると、教員も勉強しやすいし、分かりやすくなって、もう少しハードルが低くなるのかなというところがありました。

やはり、各学校にある程度分かっている教員がいるというのは、すごく必要になってくるのかなと思いますので、まさに、いろんな教科で横断的に関わっている内容ですので、その辺が、誰に聞いたらいいのだろうというところが結構ありますから、もう少し分かりやすくなってくれるといいのかなというのが率直な感想です。

実際、午後1時から5時までの内容でしたので、非常に長かったのですね。ですので、ある程度分かりやすく、かいつまんでいただけるといいなと思いました。

すみません、以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

多分、文化庁が所管すると、どうしても法解釈のところから、これは踏み出すことはできないので、お役所だから、だから、契約の話とかは、実際現場での微妙なところは、やはり個々の当事者に対して公平に接することが求められるので立場上話し切れないところはあるのですね。そうすると、法解釈でかたくなるころはあると思います。

それを考えると、もう少し現場の実践が近いところで、これをやった場合のリスクは、このぐらいなのだけれども、この領域だったらいいでしょうというような、そういうのもあると思うのです。

例えば、具体的な話でいうと、例えば、大学だと学会によって、図の引用なのか、複製なのかという基準がかなり違うのです。

例えば、歴史系の学会だと、海外の著作権が生きている掛け軸の写真をそのまま使って引用ですと書いていますね。

医学系の学会では、そんなのはあり得ないので、他人の写真に対して、他人の作品に対

して、これは、やはり学会の流儀があるので、その流儀に応じて、具体的なリスクを判断
なして、右、左に倒すというのが、どうしても必要になってくるのですね。

そのような問いへの回答は、やはり、文化庁は国として法律の所管をしているところな
ので個別事例にかなり踏み込んだ回答を行うことは難しいと思います。

それは、やはり、文化庁はやってはいけないと思います。これは、国として法律の所管
をしているところなので、法解釈をがっちりやらないといけない。

そうであれば、もう少し実践現場に近い、例えば、地方の国立大学、各地方に1か所ぐ
らいそういうようなことが対応できるような教員を養成して置いておいて、それで、その
エリアで、今言ったようなリスクを考えた、もう少し実践的な対処方法をちゃんと回答で
きるような仕組みとか、それも必要かなと思いますね。

だから、山大のああいう実践を見ていて、本当に悩ましいというか、そういう質問が来
るのです。それが、実は、回答する側に立つと、とてもいい勉強になるので、それはあり
がたいのですけれども、ただ1か所では、さすがにきついで、各エリアごとだとちょう
どいいぐらいかもしれないです。

理想的には、各学校に1人、小中学校も含めて、少なくとも、各市町村の教育委員会と
か、エリアで1人とか、少しエキスパート的な先生を配置するというのも、多分、現実的
な線かなとは思いますが。

あと、10分以内ぐらいで。

○世良委員 今話を拾って、それは、とても面白いと思います。

例えば、情報化推進教員とかがいるように、あるいは道徳教育推進教員などというのが
いるように、知財教育推進教員などが、きちんと明確化して置けたらいいと思います。

ただ、1つ気をつけないといけないのは、私などもそうなのですが、けしからぬ
と、著作権があるから、新聞をコピーして配っては駄目だよなどということを出すと、
今度は、ただ煙たい人になってしまうだけなのです。学校の中で、教師の間のコミュニケ
ーションみたいなものはとても大事で、ただ、内部告発だけしているようになってしま
うと、逆に、その先生は浮いてしまうので、それを合理的に位置づけるような制度は必要
なのかもしれません。そういうことを思いました。

以上です。

○木村委員長 やはり、そうすると、そこができる人は、ある程度著作権法のことが分か
った上で、法律的な実際の解決方法とか、現場のことも分かっている人なので、やはり、
そういう少しエキスパート的な人を、まずは少ない人数でもいいけれども、育てていって
配置をするというのが必要かもしれないですね。

この件も含めて、多分、針谷先生は、何か御発言されようと思っていたのではないかな
と思うのですけれども、何か御意見をいただければと思います。

○針谷委員 先ほど、木村先生が、読み聞かせの事例を出されましたが、例えば、これが
著作権法に触れてしまうとなってしまうと、やはり学校教育そのものを根底から考え直さ

なければいけないことになってしまっていて、授業で使うものについては、著作権の範囲は、これを、その範囲には含まれないという形になっていて、ただ、オンライン化になってきて、リモート授業などを始めた場合は、やはり、当然、そこは問題になってくるのかなということを、疑問に持ちました。今、世良先生がおっしゃったように、あれはいけない、これはいけないと、それはいいないということを教えることも大事なのですが、やろうと思っていたことに対して、それは、駄目だ、駄目だとなってくると、学校の教員間もぎすぎすしてしまう。

だから、やはり、先ほど言っているように、教員たちが、どういうことまでが著作権法の中でやってもいいということになっていて、ここから先は駄目だというところがよく理解されていないために、昨今リモート授業が入ってきたので、よりそこが難しくなっている。

あと、授業公開や発信する授業も出てきますから、その場、その場でケースごとに違ってくるわけですね。

でも、なかなかそこまで分からないし、私も校長先生どうですかと聞かれて、私もいろいろ調べて伝えている状態なので、何か分かるようなものがあるというのは、非常に安心してできるのではないかなと、そんなふうに改めて思いました。

それと、知財創造教育と著作権というのは、やはり両方を立てることなので、そのところの両方がうまく立っていくように、どっちかだけがはかりでいうと、バランスが重くなってしまうと、ちょっと本末転倒になるかなと思います。

やはり、著作権を理解しつつ、知財創造を推進していくということが、この中でも大切な議論ではないかと思いました。

小さい子は、創造力は非常に豊かですし、いろいろなものを本当に楽しくつくれます。そこに、だんだん大人になって、著作権というものが入ってきて、ちょっと窮屈になってくる。そこをどういうふうに理解して、さらに創造性を伸ばすか、その辺りは考えなければいけないと思いました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

35条のただし書き自体は、他人の著作物の一部を利用するというのと、不当に害するという点に関しては、例えば、そういう使い方をすることによって、売れ行きが落ちてしまうということが、やはり基本だと思うのです。

そうすると、絵本の読み聞かせで、売れ行きが落ちるかということになると、今、先生がお話しした中で、例えば、対面授業での読み聞かせというのは、多分、売れ行きは、かなりの部分読んでも売れ行きは落ちないだろうと。

ただ、それをオンデマンドの授業で、ネットワーク上に配置したときに、では、学生さんがそれを聞くことによって、絵本を買わなくなるということはあるので、そうすると、違うのかなというのも一方であるし、かといって、対面とICTを使ったオンデマンドの

教育になったときに、そこでの使い方の差があってもいいのかというのもあって、ちょっと先生の今のお話を聞いて、実際に質問があったときに、どういう方法で対応したらいいかというのを、今、ちょっと迷いが生じてしまったのです。ことほどさように、この場合は、やはり難しい話ですね。

あと、どうでしょうか、もう少し時間を使ってもいいと思うので、もし、一言あれば、では、事務局のほうに質問ですけれども、今の前半部分で少し足りなかったところがあれば、言っていただければと思います。

大体尽くされましたか。

○小林参事官 後半が普及実践の戦略系、もう少し広い範囲になるので。

○木村委員長 そうしたら、そっちへ移っていいですかね。

○小林参事官 はい、大丈夫です。

○木村委員長 分かりました。

それでは、次のほうに行きましょう。次の議題に移りたいと思います。

2つ目ということで、普及実践の戦略構築です。これに向けてということで、まず、事務局より説明をお願いします。

○小林参事官 先ほど、著作権という1つの大きな柱の中でのお話でしたが、もう少し広く、これから普及実践を進めるに当たって、どのように戦略をつくっていくかというところで、アジェンダとして立てているものになります。

具体的には、12ページですが、先ほど、1つは、ガイドのことについて、著作権がどう取り上げられているかということもありましたので、我々のほうでガイド以外にも収集した教育プログラムというものを、まずは、しっかり見てみましたというのが、この12ページの御紹介になります。

現状認識としては、上に4点ございます。創造と尊重とやってきたけれども、普及実践というところを戦略的に取組ができていくかということ、我々の反省としてできていないのではないかというのが1つ目です。

2つ目は、先ほどの議論とも少し重複する部分が出てくると思います。各学校段階での体系化というものは終わりました。学習指導要領との関係とか、そういったところは終わり、あとは、指導案というもの、教育プログラムというものも、例えば、小学校何年生とか、中学校何年生という形で御提供しているところはありますが、先ほども知財権というものは、どこから入るかとか、その辺は、まだまだできていないということになります。

3つ目は、近年、新型コロナの影響で、とても先生方お忙しいという中で、著作権も含めて、無形資産の価値というものが、そもそも高まっていることと、デジタル化が進むということで、小学校の頃から簡単に知財というものを生み出す、そういうことができる状況になっているというところが、現状認識の3つ目です。

最後に、繰り返しになりますが、教育プログラムというものを収集もしくは作成というものを進めましたが、しっかりその分析とか、整理ができていくかということ、それはでき

ていないというところの現状認識の中から、先ほど、お話ししました、未来をつくる事業ガイドなどを分析することで、普及実践戦略の少しヒントにしていこうではないかというところが、アジェンダの2つ目の1つ大きな部分になります。

次のページは、分析するとどうなのというところを少ししっかり御説明していきたいと思います。

先ほど、糸乗先生からもお話がございましたが、小学校、中学校、高校という形で、ちょっと分けてみましたということになります。

小学校6年生は、赤で書いてある部分、左下になりますが、具体的に、知的財産権が出てくるとというのが、小学校6年辺りになります。先ほど4年生と5年生の間というところで、大きな壁といいますか、大きな違いがあるというお話も出てまいりましたが、我々のガイドから見ると、6年生から入ってきて、中学校だと、やはり赤の部分ですね。先ほど、原先生からも御紹介をいただきました赤の部分、知的財産権に触れているところが入り、高校に流れていくというような形になります。

あと、もう一点、先ほどの網羅性などというお話もありましたが、しっかり網羅されているかということと、例えば、中学校ですと、技術・家庭科の指導案というのは、比較的大きいのですが、数学とか理科の指導案というのは、今のところですけれども、ガイドには掲載されていない部分にもなります。

ということで、教科の網羅性という面ではどうなのかというところがあります。ただ、もう一步、さらに進めなければいけないのは、知的財産権というのも幅広くあります。先ほどの著作権以外にも、例えば、特許権などというのもありますし、そうなってくると、かなり技術よりの話になりますが、その辺の深掘りまでは、まだできていないところです。あくまでも知的財産権というのは、小学校6年生頃から出始めているというところが、1つ傾向であるということと、網羅性という意味では、これで大丈夫かなというところが、率直な我々の感触となります。

今のガイドですが、全体で200強の教育プログラムというものを見てみましたというのが14ページの結果になります。

まず、合計数ですが、小中高とありますが、全体掲載数を足してしまうと、大きな数値になってしまいます。300近くになりますが、これは、複数の学校などで分かれているというところもありその延べ数になるのでどうしても、全体としては、大きな数になるという前提になります。

そんな中、小中高とあるのですが、小学校は掲載数として124ありました。うち知的財産権に触れているというものが、49ということで40%、ただ、やはり我々が気になっているのは、様々参考資料も含めて収集しているというところもあるかもしれませんが、うち指導案ということで、先生方が、すぐ採用できそうなものは、どのぐらいあるかなということ、4割ぐらいという形になります。

同じような形で、中学校を見ていくと、全体として、104の掲載数がございます。ただ、

その中で知的財産権に触れているもの、率直に最初の我々の予想というか、もう少し多くなるのかなと思ったら、4割弱36%が知財権に触れているということ。

指導案が用意されているものというのは46%、これは、小学校と余り変わらないのかなと、ちょっと増えたかなという感じですかね。

最後は、高等学校・高専になります。掲載数にすると、76件ございます。

うち知財権に触れているのは、55%ということで、この辺は、先ほどのガイドと同様、だんだん高校に近づくとつれ、知的財産権というのは、触れられている。もっとも中学校はちょっと減っているというところはございましたが、そういう状況です。

うち、指導案が用意されているもの、これが思った以上に、我々は少ないなという感触があって、28%ということになっています。

例えば、専門的知識を先生方がお持ちであれば、指導案までなくてもできるのかなというところもありますが、しっかり指導案として用意されているものとしては、全体の28%ということで、やや我々としては少なくとも大丈夫なのだろうかと少し懸念がある部分になります。

論点、先ほどの著作権という部分にも少しかぶってくる部分がございますが、こんな形で論点（案）を用意しています。

一番上ですが、発達段階に応じて知財創造教育の目的というものをしっかり明確化し、普及実践を進める、こういった戦略を取ってはどうかという部分になります。

恐らく小学校低学年になると、創造と尊重ということで楽しむというところがメインになるのですが、先ほど御議論がありましたとおり、だんだんと知財創造教育の目的・狙いというものを明確化し、進めていくべきではないか。それに基づいて普及実践をどうやっていくかという部分になるということになります。

あとは、先ほどの網羅性の部分になりますが、教育プログラムというのを我々は十分提供できているのかということになります。もしくは、どこかこだけみたいなお対象を絞った収集もしくは作成というものを進めるべきではないかということで、論点として挙げています。

2つ目は、教育プログラムの提供方法に工夫・改善点ということですが、200強出ていますが、アクセス解析であるとか、実際に使われている方々の声を聞いて、工夫・改善の方向性をしっかり検討すべきではないかということで挙げてございます。

あとは、発信手法の改善ということで、先ほどネットワークで、世良先生からお話があったのですが、どうやって発信していくか、それで何か我々にはできることはないかというところで御意見をいただければということになります。

最後「その他（普及実践戦略の構築に向けて）」ということで、我々にはできることはないかということで、今、2つぐらいあるのが、1つ、関係者ネットワーキングの推進ということで、知財学会などに我々も参加させていただいていますし、地域コンソーシアムというものは、地域の自立型などと我々は呼んでいますが、地域が主体となったコンソーシ

アムの部分と、今年度もしっかり御支援していくという部分が半分半分ございます。そういった地域コンソーシアムとの連携というものをどういうふうにやっていくべきかというのをしっかり考える必要があるのではないかという部分。

あとは、知財創造教育関係者へのヒアリング、これはネットワークとも少し関係してきますが、実際、そういった方々のもっとしっかりお話を聞くところの中から、普及実践戦略というのを決めていくということになります。

もし、こういうところをヒアリングするといよいよとか、こういうところを聞くといよいよなどというものがあれば、ぜひ御意見をいただければというのが、最後の論点になります。

あと、御参考までにつけている資料として、16ページ、17ページ、18ページ、最後19ページが、以前の体系化の方針の整理というページになります。一応、このときには、小中高と、こういったところで方向性は出しているのですが、しっかりこういったところを踏まえつつ、普及戦略というものを立てていくべきではないかと思っているところになります。

ただ、正直、具体的に何をすればいいかというところについて、ヒントを本日いただければというところになります。

あと、16、17、18の資料について、うちの守のほうから実際に調べておりますので、若干補足説明をしていきたいと思えます。

○守補佐 守です。

16から18ページのデータに関しましては、ホームページに掲載しているエクセルの内容を分析したものになります。提供していただいた方々が、どの学年のどの教科でやれるかという項目に印をつけていただいているので、それを集めて教科ごと、科目ごと、学年ごとと分けて並べたものになります。

色が濃くなるほど、高学年というイメージになっています。

少し見にくいかもしれませんが、スライドの左にあるのが3次元鳥観図です。全体的な教科と学年のバランスが見えるかと思ひまして、3次元で示しているものになります。

それを小学校、中学校、高等学校、専門学校、それぞれに実施した結果になります。

私からは、以上になります。

○木村委員長 なかなか面白い集計をありがとうございました。

まず、1つ補足が必要かなと思うのですけれども「未来を創る授業ガイド」のところで、全ての教科に対して、指導案があるわけではないということで、これがいいかということなのですけれども、当然、よろしくないわけで、実は、これは私が委員長でつくっていたので、実質4か月ぐらいのところ、とにかく一冊テキストをつくらないといけないので、例えば、教育学部の授業でも使えるように、実際に指導案ができ上がっていて、しかも声をかけやすい、載せてもいいかという許諾が取れやすいものだけを急いで集めました。

だから、逆に言えば、穴が開いているところ、そこに関しては、逆に網羅的に全部埋めていかないといけないということもあり得るし、それが大変であれば、例えば、理科教育

のところに対して、例えば、年度ごとに、来年度は理科教育のところで一気集めていきたいと思いますというような、ピンポイントで絞ったようなやり方はあると思います。

いずれにしても、意図的に、こういうことになったわけではなくて、編集とか、作業工程の中で、網羅的という要素が抜けていたところがあります。

ですので、先ほど、多分5年のところで線を引くのか、実際にこの事例に関しては、6年生のところで知財権が入っているかということに関しても、では、5年生のところにならないわけではなくて、収集できなかったということだけかもしれないので、そこら辺のことも、頭に置いていただいて議論していただければと思います。

大体17時55分過ぎぐらいまでは議論できると思いますので、先ほどと同じようにして、自由に幅広く意見交換をしていきたいと思います。

御発言のある方は、先ほどと同様に、挙手または声かけでお願いしたいと思います。

論点に関しては、先ほどの15ページのところに従ってやっていくと、話がしやすいかもしれないですね。いかがでしょうか。

では、やはり、学校種別ごとに行きましようか、針谷先生、いかがでしょうか。

○針谷委員 まず、先ほどお話があった、授業ガイドの教科の対応関係で、ちょっと穴が開いているというお話があったのですけれども、例えば、国語で見ると、5年生、6年生に、今回、私たちの区が採択した教科書には、ちょうど、それに合うものが含まれているのです。

ですから、新たに創造するのではなくて、教科書にあるものを拾って、それを1つこの中に挙げるということはできるのではないかと思います。

同様に、それは、道徳などでも、そこに核心的に触れるような授業ではないのだけれども、少し広げて、創造的なところにメインにもってくるのか、人との関係性について道徳性を追及していくのかになり、そういった教材が確かに幾つか入っていますから、それは、今後、数多くあったほうが先生方は指導しやすいのではないかなと思いました。

ただ、算数は、私にはよく分からないので、この辺り、理科教育だと何となくイメージがつくのですが、算数の場合、創造性というのは、調べてみないと分からないので、今、何とも言えないのですが、少し算数にもあったほうがいいのではないかなと思いました。

それから、論点なのですけれども、知財創造教育の目的・ねらいを明確化というのは、大変賛成です。やはり、知財創造教育とは何というところから入ってくるので、ここの目的や狙いが、先生たちにとって分かりやすいこと。そして、子供たちにとっても分かりやすいこと。それらがある程度伝わっていくと、教育プログラムのものをつくるのも大変スムーズにいくのではないかと、そんなふうに思いました。

ですから、そこは関連してきますので、目的・ねらいの明確化ということを、今もありますけれども、再度御吟味されることは必要ではないかと思ったところです。

以上です。

○木村委員長 先生、1点だけ質問ですけれども、小学校の算数で、例えば、数字の大き

い順番でソートするとか、そのやり方が幾つかあるのですけれども、それは、小学校の算数の中には、そういうのは入っていないのでしょうか。

○針谷委員 そうですね、そういうものはないですね。

○木村委員長 なるほど、それがあれば、いわゆる数字の並べ替えみたいなプログラミングとか、実際に、そういうアイデアというのはあるので、そこに対応させて、知財創造教育の話ができるかなと思ったのですけれども、まだ、そこまでは、小学校ではないと。

○針谷委員 そうですね、ちょっと発展の教材のほうを調べてみないと、今、私は何とも言えないのですけれども、ただ、何らか、今ある範囲の中で、活用できるものはあるのではないかと。教科書を調べてみないと、ちょっと分からないと思いました。

○木村委員長 いずれにしても、先ほどの情報の中で、今度の新しい教科書で、結構、そういう知財が入っている部分が増えているということなので、ある意味、そこを探して、また新たに指導案とかをつくっていくというのはありかもしれないのですね。せっかく教科書会社が入ってくれたのだったら、では、次に順番で中学校ということで、原先生、いかがでしょうか。

○原委員 中学校のほうも見させていただいて、やはり小学校と同様に、算数、数学のところ、あと、保健・体育のところの掲載の案が少ないなと思いました。

これは、教科の特性の部分もあるのでしょうかけれども、私も逆に数学とか体育だと、どういった内容が入ってくるのだろうかというのを考えております。

あとは、英語ですね。高校のも外国語のところの扱いが非常に少ないのですが、英語の場合だと、例えば、取り上げるとしたら、どんなふうに入ってくるのだろうか。

例えば、長文のところ、それこそ中国はコピー商品が多いとか、そんなのが入ってくるのも関係なくはないけれども、どういう部分の内容になるのかなと思いました。

あと、論点のところ、少し飛んでしまうかもしれないのですが、その他のところの知財創造教育関係者へのヒアリングというところで、以前のお話ししたと思うのですけれども、中学校のほうの技術・家庭科研究会というのが、東京都、あと全国というふうにあります、東京都では、いつも年に1回集まっているのですけれども、今年は、こういった形で集まりができないのですが、やはり、引き続き、担当の窓口の会長さんのところに、技術の先生ですけれども、お話に行って、何かこういう取組をしていますという形で、内閣府が、そうすると、いろいろ先生方も興味を持ってくださるのではないかと思います。

ちょうど2年前の集まった会ときには、信州大の村松先生も、ちょうどお話をされていたときですので、非常にいろんな先生方が興味を持たれて、どういう内容なのということで、私のほうにも質問があったりしましたので、興味を持っている先生方も多いと思いますから、そういったところに、アピールしていくというのも非常に大事なのではないかと思います。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

英語の場合なのですけれども、去年まで山口大学だったので、そこで教育学部向けに、そういう専門の知財創造教育を持っていたのですけれども、そのときに、学生がつくってきた指導案で、中学校の英語で、まず、日本語をつくって、それをAさんに英語に訳させて、その文章を使って、Bさんに、もう一回日本語に戻させて、何回かやっていって、それで文章がどう変わっていくかというのをちょっと検討させるような指導案を学生さんがつくってきました。

そのときに、では、英語から日本語に直すとか、それは、1対1に対応する部分が、最初のうちはあるのだけれども、そのうちに、実はずれてくるので、全然違うのになってくるのもあるのです。

そこら辺で、では、著作物をどう利用したかというのを検討させるようなことを入れるというのはあったのだけれども、ただ、これは、実は英語の授業であるので、余りそこで著作権のことを突っ込んでいくのも何だし、だから、ただ一言、これは、英語と日本語の変換というのは、翻訳権ですね、そこなのだねということを一言入れるのがいいかどうかということも、ちょっと検討はしたことあるのです。やり方はあると思います。

もう一つ、英語の場合に、最初から、例えば、知的財産の説明をしているような英語を日本語に直すとか、その逆とか、そういうような素材として使うだけで、自然に読ませておいて、一切教員が触らないというやり方もあるのかなと思うので、だから、これは国語も一緒かもしれないですね。いろんな仕掛けはあるのかもしれないです。

ありがとうございました。

次に、世良先生どうですか、高校の場合。

○世良委員 その英語の話、ちょっとだけ言おうと思ったら、先に木村先生が、国語と一緒にだと言われたので、一言いおうと思ったのですけれども、ただ、もう少し付け加えると、恐らく英語に限らず、外国語の教育というのは、その国の文化とつながっていくと思うのです。社会科の、高校でいうと、地歴・公民ということになります。中学校だと社会科とも関わってはくるのですが、恐らくその国の文化で知財に関する文化というのは、随分違うと思うのです。

例えば、これは、聞いた話だから、エビデンスがないまま言うのではありますが、ブラジルには、サッカーに著作権があるそうです。

調べ切っていないので、聞いた話をして申し訳ないのですが、恐らくダンスに著作権があるのなら、サッカーに著作権があっても、確かにあり得るのだろうなと思って、一度調べに行きたいと思っているのですけれども、外国語を学ぶという、特に高校ぐらいになってくれば、その国の文化の理解みたいなところに広げられるのだろうなと。

網羅性の話に少し戻るのではありますが、最近の私の考え方ですが、今までですと、例えば、高校は工業、商業だとか、中学校だったら、技術・家庭の技術だよという発想から、先ほど原先生も一昨年のお話をされましたけれども、最近発想を変えて、あるものを収集するのではなくて、ないものをつくっていくと、家庭科で、何ができるのだろうという議論

を、大分発明協会の会議室でしたことがあるのですけれども、伝統野菜でできるのではないかということで、まだ、そこまで至っていないというか、これからという話に、無理やりお願いしているところもあるのですが、そうすると、農業教育とかにもつながっていくし、あるいは技術・家庭の技術の生物育成にもつながっていくということで、教科連携にもつながるのですね。

話を戻すと、この教科だったらこういうことができるのではないかと、では、この先生は、これをやってくれませんかみたいに、ターゲットを絞って、種をまいていくというのが、これからの時代の知財教育開発かなと思っています。

また、大きいことを言ってしまいましたけれども、とりあえず、以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

糸乗先生、今度は、教育学部で、こういう人たちをつくるという立場から見ると、どうなりますでしょうか。

○糸乗委員 どこかでお話ししたかもしれませんが、大学でも、昨年度は1回だけですが、知財創造教育の授業を4年生の授業でさせていただきました。教職実践演習、うちでは実践演習と呼んでいる科目なのですが、これは、教育系だと必ず必修の4年生の後半に、全員が卒業前に受けますので、その段階で、全員一斉に教育をできるのではないかと、ということで、そこに知財創造教育を昨年度入れました。

結構、当然いろんな科目の先生になる学生たちですので、興味を持って聞いてくれている部分があったなという印象です。

大学の中には、やはりまだまだ知らない、当然、そういう教育を受けてきていないわけですから、学生には、きっちりと、そのときにも、知財教育のことをたっぷりしていただいて、面白い、意匠のことから進めてというか、いろんな知識を得た上での知財創造教育へつなげるような形でした。

その後、理科教育の中では、私は担当していましたので、さらに発展させて、それぞれに課題を与えて、実際、どういうことができるか、自分ではどういうことができるかというので考えさせました。また、それぞれの教科で広がっていけばいいかと、社会なども協力していただいたので、広く活用できるのではないかとというのが、大学の教育学部ですけれども、教員になる前の段階で、講習会というわけではないですけれども、しばらくは必要なのだろうなと感じています。

逆にちょっと興味を持ったのが、教科書の中に、知財が出てきていると、針谷先生とかも、そういう教科書もあると、それは知財権とかがあるのかなと思いつつ聞かせていただいていたのですけれども、なかなか教科書にないことを、先生方は教えておられないので、意識してもらわないと、やはり、そういう指導案は、当然でき上がっていかないし、教育プログラムというのはいけないので、ちょっと考えていただくと、何度も理科になりますけれども、アイデアはいっぱいお持ちなので、すぐ、考えていただけるので、教育プログラムは、先ほど、世良先生もおっしゃっていましたが、ピンポイントでお願い

していけば、どんどんそういうのは増えていくのかなと感じました。

○木村委員長 ありがとうございます。

昨年の6月に知財事務局のほうで、教科書会社に、そういう説明会をしたことがあったので、そこら辺が、かなり効果があったのかなと思います。

あと、先ほど山口大学の事例で、先ほどの英語の翻訳の話ですけれども、実は、これは教育学部の2年生に設定した科目なので、現場で実践がないわけですね。教育実習もやっていないし、だから、指導案は書くのだけれども、では、具体的にどうやって指導するかというのが、まだまだ甘いので、そこはうまくいっていないということはあります。

ただ、たまたま山口大学の場合は、全学必修で著作権教育もやっていますので、それがあるということを前提に2年生ぐらいだと、全く授業が成立しないというわけではなかったということではあります。

ただ、やはり学生さんは、現場の実践がない状況で指導案を書くというのは、すごい苦労だったみたいですね。結構難しい授業でしたということでは言われていました。

一応、これが私のほうのあれですけれども、あと、まだ時間があと15分ぐらいあるので、何か気づいたところで、例えば、発信手法の改善とか、そこなどは、かなり指導案がそろってきたら、各都道府県で、教育研修センターで、そういうサーバーを持っていて、教材をみんなで共有している部分があるのですね。だから、まず、ひな形的なもの一通りつくって、各県のそういうサーバーに置いてもらって、先生方に自由に使ってくださいというのもありかなと思うし、多分、これはやってくれるのではないかなと思うのです。

いずれにしても、そのコンテンツをつくらないといけないので、それは、やはり必ず必要になってくると思います。

いかがでしょうか、まだ、十分時間がありますので、世良先生、どうぞ。

○世良委員 2点あるのですが、1つ論点の、この間、ちょっとお話をしたのですが、発達段階という表現を、実は知財学会でも白桃書房から出している本で出しているのですが、発達段階という言葉と学校段階が、最近、少し知財学会では混同しているような気がしているのです。

もちろん小学校の発達段階と高校の発達段階で違うし、小学校の中でも違うという話があったのですが、恐らく、例えば、ものまねのまねが許されるのは何歳までというような、学校段階、発達段階が、少しずれているというか、少し違うのではないかと最近思っています、この辺り、教育心理学的な理論を少し入れると説得力あるかなというのが1つです。

2つ目を言ってしまいます、すみません、3つ目のその他ですが、先ほども少し始まる前にお話をしていたのですが、学会関係は、この夏に日本教育学会の大会で、3時間にも話題提供していただいて、いいものができました。

やはり、教育学の関係者に理解していただくと、知財教育学という言葉や、あえて私は使っているのですが、どの学問分野も親学問があって、理科は理科教育学会とか、情報教

育などは、最近特にそうで、たくさん情報教育に関する学会がありつつ、それが束ねられたので、教科調査官も話がしやすいということになっているようです。

技術教育は、もっと分かりやすく、中学校の技術は、調査官も、もともと中学校の先生でよく分かっているの、やはり、文部科学省とつながるためには、親学問が必要だろうと思うのです。そういう意味で、教育学会だとか、知財学会辺りで束ねている。

もう一つは、さっきから同じことを言っているのですけれども、学校の先生のネットワークをきちんと整備していくというのは、大事なかなと思っています。ちょっと大きいことばかり言っていますが、以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか。

針谷先生、どうぞ。

○針谷委員 今回、コロナで授業がなかなか進まないのですけれども、今年の4月から教科書も全部変わって、新学習指導要領にのっとって、教科書も大分変わってきています。

その中で、情報を取り上げることがはっきり出てきており、創造性を育むために、どういう教育をするかということが、やはり教科書会社はかなり工夫したなということを、改めて、今回、この会議のために幾つか見て感じたところなのです。

いろいろトピック教材を学校の中に持ち込むというのは、特に今年は指導計画も後ろに倒している状況の中で、これからやってくださいといっても、なかなかできない。

ただ、教科書の中に幾つか出ているのであれば、そこをヒントに、この単限ではとか、こういうときには、こう使えるのだというようなことを少しでも埋めていけば、どこかに当たるのではないかなと。何かで必ず全部やるというのは、難しいから、先生方にも、やはり小学校の場合は全科ですから、得意、不得意がありますし、ただ、いろんなところで知財教育に関わる部分があるのだということの発信というのは、工夫してみていくというのは、非常に前向きな話になるだろうと思います。

特に、今年始まったばかりですから、これから、次の改定までの間、これを使えますし、もっとこれが入ってくれば、次の教科書にも、また、もっとはっきり入ってくる話で、改めて、これをしっかり教えるということは、子供たちにとって、非常にこれからの社会に必要な情報収集能力であり、創造力を使うために大事なのだなということを非常に強く感じましたので、最後に、そのことは強調させていただきたいと思って、発言させていただきました。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

多分、作業工程の順番とか、どれを先にやらないといけないかということも考えないといけないので、実際に、新指導要領に合わせた新しい教科書の中で、新しくできたところ、そこに記述されているところから先行して指導案をつくっていくとか、それは非常に効果的ではないかなと思います。

あとは、いかがでしょうか。

世良先生、いいですか。

○世良委員 今の針谷先生のお話の中で、次の学習指導要領というお話がありましたが、やはり、我々が、この教科で、こういうのを入れてほしいというのをある程度固めていく、そして、それを先ほど親学問といいましたけれども、文部科学省に、やはり申し入れていくと、できた学習指導要領を見て、受け入れる、それも大事なのですけれども、できる前から働きかけるというのも大事な時期かなと思っています。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

糸乗先生、どうぞ。

○糸乗委員 私も教科書のことを、先ほども言いましたけれども、非常に大事です。最終的には、そこに入って先生方皆さんが授業に使っていただくということなのだろうと思います。

ただ、昨年出された教科書のタイミングは、先ほどもありましたけれども、作成のタイミングがありますので、どうしても小学校だと数年後ですね。その後に中学校が来て、高校がぎりぎり昨年度ぐらい実施されているので、今度の新しいところに入るのかなということなので、時間的には、少しまだかかるのだろうなという印象だったのです。

だから、小学校の段階で、既に、あるというところ、そういうのを意識したものがあれば、それは、できるだけ活用していってもらえればいいのだろうなと、ぜひ、知りたいなという部分も含めて、すごく興味を、今、持っています。

○木村委員長 ありがとうございます。

あと、高等学校で、総合的な探究の時間ということになるので、これは、もう少し教科書も後になると思うのですけれども、そこは、かなり探究をしないといけないので、知財創造教育を入れるような部分はあり得ると思うのです。

ここは、もう少し積極的に、まだ、少し時間があると思うので関わって行って、素材を提供していくというのもありかなと思います。

あと、いかがでしょうか。

では、世良先生に逆に質問ですけれども、例えば、地域コンソーシアムとの関係ですね。山口の場合は、1年遅れで始めて、たまたま非常に一生懸命やっている山口大学の先生がいらっしゃるの、この後も、多分、中国地域を中心にネットワークが固まっていくと思うのです。

先生が関与されているところでは、この後の継続性とか、そこら辺は、どういう形でしょうか。

○世良委員 私のあくまで考えですが、それぞれの各地で、自立が大事だと言われていきます。実際に、北海道は、早い段階から予算を自分たちで確保してやっていくのだということで、それは、それで当然ありで、九州も少し動きがあるようです。

中部と関西に関しては、もう既に、昨年度、一応3年目を迎えましたので、今年秋にキックオフで、とりあえず仮の名称で、知財教育連絡協議会という名前で動き出したいと思っています。本当は、もっと早くしたかったのですが、まさしくコロナの問題もあるので、今年3年目のコンソーシアムが行われる東北とか関東とか、中国、四国と大体同じタイミングで、去年終わったところの中部、関西は、同じことを言うのですけれども、何らかの形で関わられた先生方の緩いネットワークというか、名簿を整備して、情報交換ができると。くしくも、学校の先生というのは、実は研究費を持っていないので、例えば、東京に集まってくださいとか、大阪に集まってくださいというのは、難しいのですけれども、あるいは会費を払ってくださいというのは、難しいのですけれども、オンラインであれば、ほとんどお金がなくてできますので、まずは、顔合わせの会議をしようかなと、中部、関西は思っています。

また、今後、関東、東北もそういう動きになろうと思いますが、あくまでも、それぞれの地域で、自立する現場の先生の組織を、まず、つくるのが先かなと思っています。これは、あくまで私の感覚です。

以上ですが、どうでしょうか。

○木村委員長 ありがとうございます。

では、ちょっと情報提供ですけれども、ネットワークをつくるにしても、事務局機能をどうするかというのが非常に大変なので、そうすると、例えば、中国地方の場合は、先ほど言ったように、1人の教員、これは専任教員で、僕が辞めた後のポジションを使って専任教員にした人がいて、これが大体エフォートとして5%から10%ぐらいのエフォートがあれば、中国地域を束ねることはできると。

では、予算がどのくらいかという、恐らく200万いかななくても、何とか、国立大学の教員が、そこに関与して、それをやるのであれば、200万円行かなくても何とかなるのではないかと、では、200万円を切るぐらいだったら、地元の大企業の寄附とか、これは、可能性はあり得るので、そういう形で、要は200万円で1人の教員のエフォートを5%、10%ぐらい、そのぐらいを回すのであれば、多分、大学を中心としたコンソーシアムの、この後の継続というのはあると思うし、そこでの関係者ネットワーキングということもあり得ると思うのです。それも1つの方策かなとは思いますが。

あと、いかがでしょうか、あと、2、3分かな。

糸乗先生、どうぞ。

○糸乗委員 遅れてコンソーシアムに参加したので、できれば、地域というか、滋賀のコンソーシアムをつくりたいなということで、企業の方、財界の方とも一応話をしつつあるのですが、コロナのこともあって、それ以降、ちょっとできていない部分もあります。やはり、予算のこととかを含めて、最終的には大学が中心に、そういう知財創造教育センターのような肩書のようなところでやっていけたらいいなという発想をもって、一応相談はしていますが、なかなか、今後どうなっていくか、まだ、そういう段階ではあります。発

想として、具体的な金額の辺りも大体そういうところかなということをお聞きして、勉強になりました。ありがとうございます。

○木村委員長 山口大学の場合は、たまたま産学連携セクションの知財センターから知財教育が始まっているのです。これは、非常に特殊なのですけれども、逆にいえば、教育学部とか、または教育機構のような、教育専任のところから始まっていくというやり方もあると思うのです。

だから、先生のところの大学で、そういうものができ上がっていったら、非常に1つの在り方として面白い取組になるのではないかと思います。

では、世良先生。

○世良委員 単なる私の発想で、私もお金を集めることを最初に考えたのですが、とても労力が大変で、その結果、成果があるかという点で難しいので、全く真逆の発想で、お金なしでやれる方法を考えたのです。今、それでもっています。

ただ、今日の議論の中で、もともと地方のコンソーシアムは、各都道府県教育委員会に置くというようなスタートの発想もあったので、今後、もう少し基盤整備をして、今日の議論の中で、例えば、知財創造教育コーディネーターというのを各教育委員会に1人ずつ、将来置けるようになれば、そういう制度といいますか、資格みたいなものをつくって、そういうのもありだと思います。もう少し、ここは深く議論が必要かと思います。

以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

では、ちょっと事務局に質問です。大体論点としては、これでいいですか。

後半部分に関して、かなり幅広いことになっているのですけれども、論点（案）で15ページに書いている内容、ほぼそろったのですかね。

○小林参事官 そうですね、まだ、もし足りない分があれば、個別にまたお話をぜひいただければというところと、また、次に向けて整理しますので。

○木村委員長 そうですね、よろしくお願いします。

それでは、大体これで予定の時間が参りましたので、次回会合について、事務局からお願いいたします。

○小林参事官 次回会合は、現時点の予定ですと、10月末頃の開催を予定しています。

また、日程調整につきましては、今回と同様、追って御連絡させていただきたいと思えます。

また、このワーキンググループの設置、第1回、第2回の開催概要につきましては、9月28日開催予定になっております検討委員会で御報告を予定しているところになります。

事務局からは、以上です。

○木村委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に、知的財産戦略推進事務局の田中茂明新局長様より、閉会の御挨拶をお願いします。

○田中局長 8月から知財戦略推進事務局長をしております、田中でございます。

皆様には、こういった形で、ウェブで御挨拶をさせていただきます。

今日も著作権の教育をどうするかということの実例として挙げていただいていたかもしれませんが、裏でデジタル時代における著作権制度や関連政策の在り方についてのワーキンググループというのを動かしております、それで、出席が遅れまして、誠に失礼いたしました。

ワーキンググループの皆様方には、普及実践に向けて現場でも実践していただき、地域のコンソーシアムを動かしていただく、大変な労力とエネルギーを、この知財創造教育にかけていただいております、誠に感謝申し上げます。ありがとうございます。

政府のほうで、いろいろ御議論させていただいて、打ち立ててきた政策は、実は普及段階こそが、大変難しい問題でございまして、私もいろんな政策に携わってまいりましたが、普及について、うまくいかなかったもの、うまくいったもの悲喜こもごもでございまして、これは、何はともあれ、現場の皆様方の創意工夫があればこそということだと思っております。

そんな中でも、実は知財の教育の重要性というのは、随分前から御議論いただいているようでございますが、本当に、このコロナの時代に入って、これからどういう社会様相になるかということが、だんだん明らかになってきたものですから、これは、全国民の児童生徒にとって、非常に重要な教育になってきていると思っております。

と申しますのも、これは、私自身、実は2015年秋から16年の夏ぐらいいかけまして、一億総活躍という政策に携わらせていただいた際に、現在の教育指導要領の改訂の話も横目に見ながら、その政策の立案に、少し携わらせていただきました。まさに、四次産業革命が進んで、AIが社会実装されてくるような、人間は、人間にできることにある程度集中する、それは知的なサービスや価値を創造するか、あるいは人間ならではの感性に基づく、いわゆる人間が、人間に施せるサービス、ここら辺に集中してくるわけでございます、その中で、本当に自分でものを考えて、何らかの知的価値を追求していくという、そういう職業に携わっていく、そういう人生、しかも何毛作で、途中でどンドン職場を入れ替えながら発展していくような人生を、人生100年の中でやっていかなければいけないという、そういう発想の特性を教育課程の中でつぎ込んでいくということが不可避になってしまっている。

その中でコロナが現れてきて、前からジョブ型の雇用に移っていくと言っていたのですが、いよいよコロナの時代の中で、いわゆる、今までの私の親どもが過ごしてきたようなサラリーマンの生涯ではなくて、まさにジョブ型の雇用の中で、自分でミッション等、職場をつくり出していき、探していく、そういう生き方を迫られることが議論されていたのが、ようやくリアルになった。

その中で、必ず知的な価値を自分でつくったり、人のものをうまく活用させていただいて生きていくということが、多分、今、学校にいらっしゃる方にとっては、ほとんどの方

にとって当たり前になっているか、あるいは自分のヒューマン感性で、人にタッチをしていくことで生きていくかのどちらかになるので、そういう意味では、待ったなしの教育になってきているのではないかと感じておりました、非常に時宜にかなった活動をしていただいていた中に、今、本当に必要性が増してきたと、こういうことではないかと思っております。

とはいえ、ガイドラインを見せていただきますと、個別の教科の中に落として、この知財教育をしていただくということ、これは、恐らく総合教育でやるよりも、はるかに難度の高い話であり、より多くの先生方が、これに全て携わらなければいけないということからしますと、普及の難しさということは、推して量るべしというところが、私のような素人から見ても、感じられるところがございます。その中で、地域コンソーシアムの現場で、この問題を扱っていただいている先生方、皆様方には、本当に深く感謝を申し上げたいと思います。

実際にやってみて、響いた、効いた、何か感じたというようなことが、それぞれのトライアルによって、いろいろ違ったアウトプットが出てきていると、その中で、どういうやり方、どういう動機づけが、一番受け手にとって響いたかと、そういう知見を共有していただくということは、非常に意味があることではないかと思っております、そういう意味で、今日、論点の中にございますネットワークとか、知見の共有というところが、一番重要などころではないかと思っております。

私もかつて、サービス産業の政策をしたときに、それがいかに重要かという話を、学習サービスの関係者からよく聞いたことがございます。

そういう意味では、こういう広域的なネットワークの活動をどういうふうに盛り上げていくかということが、この知的創造教育を発展させていく中で大変重要だと思っております、今日、幾つか教育委員会をどうかませるかという話が最後に出てきたかと思っておりますが、それを含めまして、御知見を得ながら、我々内閣府のほうでもどうのようなサポートができるかということを含めて、皆様方と一緒に御議論していければと思っております。

日々の御努力に感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

○木村委員長 田中局長、ありがとうございました。

それでは、時間が参りましたので、これにて本日の会合を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。